

|     |          |      |        |
|-----|----------|------|--------|
| 制定日 | 2017.2.9 | 文書番号 | S005   |
| 改訂日 |          | 版番   | Ver1.0 |

**S005**

**ICMS ロゴマーク使用規程**

**Ver.1.0**

**国際マネジメントシステム認証機構**

## 目的

ICMS ロゴマークの使用規程(以下「本規程」という。)は、国際マネジメントシステム認証機構(以下「当機構」という。)のコーポレート・ロゴマーク(以下「ICMS ロゴマーク」という。)を当機構のパートナー等がその提供するサービス等に使用する場合の使用条件等を定めるものです。ICMS ロゴマークを使用するパートナー等(以下単に「使用者」という。)は、本規程が定める使用条件等に同意し、これを遵守する必要があります。

### 1. 権利帰属

ICMS ロゴマークに関する一切の権利(著作権、商標権等含む。)は、すべて当機構に属します。

### 2. 使用目的

使用者は、以下の場合に限り、ICMS ロゴマークを使用することができます。

- ① 当機構の紹介を目的として使用する場合
- ② 当機構と提携関係にある使用者が、当提携に関連する企画等において、当機構の許諾を得た上で ICMS ロゴマークを使用する場合

### 3. 禁止行為

使用者は、ICMS ロゴマークの使用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- ① 当機構の許諾を得ることなく、前条に定める場合以外に ICMS ロゴマークの使用すること
- ② ICMS ロゴマークを変形、加工、改変すること(8. で許可されている範囲内の変形等は除く。)
- ③ ICMS ロゴマークを他社の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること
- ④ 当機構の許諾を得ることなく、当機構と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること又は当機構による承認・後援・推奨等を示唆するような態様で ICMS ロゴマークを使用すること
- ⑤ 当機構の社会的評価・信用の低下を招くおそれのある態様で ICMS ロゴマークを使用すること
- ⑥ 反社会的勢力に関連する内容、わいせつ、他者の権利を侵害する内容、又は法令若しくは公序良俗に反する内容の媒体で ICMS ロゴマークを使用すること
- ⑦ その他、当機構が不適切と判断する態様で ICMS ロゴマークを使用すること

### 4. 使用者の責任

1. 当機構は、使用者が本規程に違反して ICMS ロゴマークを使用していると認めた場合、又は当機構が必要と判断した場合、使用者に対して、ICMS ロゴマークの使用停止その他、当機構が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。
2. 当機構が使用者に対し ICMS ロゴマークの使用停止を通知した場合、使用者は、直ちに ICMS ロゴマークの使用を中止し、ICMS ロゴマークが使用された媒体から ICMS ロゴマークを除去等する(ただし、媒体が流過程におかれ、ICMS ロゴマークの除去等が困難なものは除く。)ものとします。
3. 使用者は、ICMS ロゴマークを使用したことに起因して(当機構がかかる使用を原因とするクレーム等を第三者より受けた場合を含みます。)、当機構が直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用の負

担を含みます。)を被った場合、当機構の請求にしたがって直ちにこれを補償するものとします。

## 5. 免責

1. 当機構は、ICMS ロゴマークに事実上又は法律上の瑕疵がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、当機構は、かかる瑕疵を除去して ICMS ロゴマークを提供する義務を負いません。
2. 当機構は、ICMS ロゴマークに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

## 6. 本規程の変更

当機構は、使用者に通知等することなく、いつでも、ICMS ロゴマーク及び本規程を変更することができるものとします。変更後の ICMS ロゴマーク及び本規程は、当機構のウェブサイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、変更の効力発生後に使用者が ICMS ロゴマークを使用(変更前からの継続使用も含みます。)した時点で、変更後の内容に同意をしたものとみなします。

## 7. 準拠法及び裁判管轄

1. 本規程に関する準拠法は日本法とします。
2. ICMS ロゴマークに起因し又はこれに関連して使用者と当機構との間に生じた紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 8. ICMS ロゴマークの表示規格

1. ICMS ロゴマークの基本表示は、別紙付属書記載の指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
2. ISMS ロゴマークを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別できるようにするものとします。

### 《ICMS ロゴマークの表示例》



**【お問い合わせ】**

本規程に関するお問い合わせは下記メールか電話からお問い合わせください。

Mail: [info@icms.co.jp](mailto:info@icms.co.jp)

TEL:03-5719-7533(代表)

国際マネジメントシステム認証機構(ICMS)

<https://www.icms.co.jp/>